小 型 空 調 契 約

（選択約款）

平成２９年４月１日実施

一 関 ガ ス 株 式 会 社

目　　次

１．対象となるお客さま　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．選択約款の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４．適用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
５．契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
６．使用量の算定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
７．料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
８．単位料金の調整　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
９．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
別　　表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　１．早収料金の算定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　２．料金表１（小型空調契約１種）・・・・・・・・・・・・・・・　６
　３．料金表２（小型空調契約２種）・・・・・・・・・・・・・・・　６
　４．料金表３（小型空調契約３種）・・・・・・・・・・・・・・・　６

小型空調契約

１．対象となるお客さま

この選択約款は、当社が定めるガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）別表第１の適用地域及び４の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社の小売約款とあわせて適用いたします。

２．選択約款の変更

（１） 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件及びお客さまへの通知等については小売約款の規定によるものとします。

（２） 当社は、小売約款を変更した場合には、この選択約款を変更することがあります。

３．用語の定義

（１） 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 105.5kW（30US.RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。

（２） 「その他期」とは、４月使用分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）から 11 月使用分（10 月検針日の翌日から 11 月検針日まで）までの８か月間をいい、「冬期」とは、12 月使用分（11 月検針日の翌日から 12 月検針日まで）から３月使用分（２月検針日の翌日から３月検針日まで）までの４か月間をいいます。

（３） 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４） 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」･･･基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法の規定に基づき記載するものです。

（５） 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」･･･基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

（６） 「単位料金」とは、８に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

５．契約の締結

（１） お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約１種、小型空調契約２種または小型空調契約３種のいずれかを契約していただきます。

（２） 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

（３） 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（（４）において同じ）。

（４） 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款（小売約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料　金

（１） 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３％割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日までに早収期間を延伸いたします。

（２） 当社は、小型空調契約には別表の料金表１（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１） 当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金（税抜）を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）

に替えてその調整単位料金（税抜）を適用して早収料金を算定いたします。
なお、調製単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（１立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）　＋ 0.127 円 × 原料価格変動額／100 円

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1 立方メートルあたり）
＝基準単位料金（税抜）　－ 0.127 円 × 原料価格変動額／100 円

（備　考）
上記イ・ロの算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）　（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トンあたり）
58,240 円

②　平均原料価格（トンあたり）
別表１（３）に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりＬＰＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）
平均原料価格
＝（トンあたりＬＰＧ平均価格）　× 1.0000

③　原料価格変動価格
次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算　式）
イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
ロ　平均原料価格が基準原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．その他

（１）　その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付　則

１．実施期日：平成２９年４月１日からといたします。

（別　表）

１．早収料金の算定方法

（１）　早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。

（２）　従量料金は、基準単位料金（税抜）又は８の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。

（３）　調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月 28 日（うるう年は２月 29 日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料

金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が 10 月１日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が 11 月１日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が 12 月１日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）　調整単位料金を算定しなかった場合、冬期基準単位料金（税抜）は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用し、その他期基準単位料金（税抜）は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。

２．料金表１（小型空調契約１種）

（１）　基本料金

１か月につき	９７２円（税込）
	９００円（税抜）

（２）　基準単位料金

	冬　期	その他期
１立方メートルにつき	２１１．８０９６円（税込）	１５２．８８４８円（税込）
	１９６．１２円（税抜）	１４１．５６円（税抜）

（３）　調整単位料金

（２）の各基準単位料金（税抜）をもとに、８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

３．料金表２（小型空調契約２種）

（１）　基本料金

１か月につき	３，２４０円（税込）
	３，０００円（税抜）

（２）　基準単位料金

	冬　期	その他期
１立方メートルにつき	１８８．５４６４円（税込）	１３４．５４６４円（税込）
	１７４．５８円（税抜）	１２４．５８円（税抜）

（３）　調整単位料金

（２）の各基準単位料金（税抜）をもとに、８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

４．料金表３（小型空調契約３種）

（１）　基本料金

１か月につき	４，８６０円（税込）
	４，５００円（税抜）

（２）　基準単位料金

	冬　期	その他期
１立方メートルにつき	１４５．３４６４円（税込）	１１８．３４６４円（税込）
	１３４．５８円（税抜）	１０９．５８円（税抜）

（３）　調整単位料金

（２）の各基準単位料金（税抜）をもとに、８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。